

7. 申請書様式の入手方法

浦安市ホームページからダウンロードすることができます。記入例や注意事項も記載していますので、併せてご確認ください。

申請書・請求書などの様式は市HPからダウンロードしてください

浦安市 雇用促進奨励金

検索



<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/1007216/koyou/1005086.html>

8. よくある質問 (Q&A)

Q 1. 今後、奨励金の対象となる方を雇用する予定である。奨励金の交付を受けるためにはいつ申請すればよいか。

A 1. 雇用した日の属する月の翌月以降で、直後の4月または10月が最初の申請期間となります。中面の「奨励金交付のモデルケース」を参考にしてください。

Q 2. 交付対象期間が1年間とあるが、1年分をまとめて申請することはできないのか。

A 2. 勤務実態を詳細に確認する必要があることから、複数回に分けて申請を受け付けています。

Q 3. 申請期間中に申請することができませんでした。受け付けてもらうことはできますか。

A 3. 申請期間後の受付はできません。本奨励金は、事業主による就職困難者の雇用を決定するための動機付けとしての効果を期待した制度であることから、事業主は事前に本奨励金の対象労働者を雇用することを承知していることが必要です。

Q 4. 求職者を直接募集（又は求人サイトを利用）し、障がい者（又は高年齢者）を雇用する予定ですが、交付対象となりますか。

A 4. 本奨励金はハローワークの紹介による雇用を要件としているため、交付対象となりません。

Q 5. 雇用形態は有期雇用ですが、本人が望む限り更新します。交付対象となりますか。

A 5. 本奨励金は、常時雇用することが確実であることを要件としています。そのため、有期雇用の場合は、雇用契約書又は労働条件通知書に自動更新であることの記載が必要です。ただし、更新の条件として就業規則の解雇要件（※）を超えるものが付されている場合は交付対象となりません。（※）客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意が必要です。なお、条件が付されている場合は就業規則の提出が必要です。

Q 6. 雇用契約上は労働時間を週30時間以上としています。シフトや休暇等の都合により実績が30時間未満の週があります。交付対象となりますか。

A 6. 審査では、月の総労働時間から1週間あたりの労働時間を算出したうえで、暦日数を考慮して総合的に判断します。よって、特定の週が30時間未満であっても、直ちに交付対象外となるわけではありません。なお、有給休暇は労働時間として取り扱います。

Q 7. ハローワークの紹介状を紛失しました。再発行できますか。

A 7. 紹介を受けたハローワークに相談してください。紹介を受けたことを確認できる書類が必要です。

お問い合わせ 浦安市 市民経済部 商工観光課 商工振興係

〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 電話：047-712-6295（平日 8:30～17:00） FAX：047-351-8600

浦安市

高年齢者及び障がい者 雇用促進奨励金

制度のご案内

令和7年10月1日発行

この制度は、高年齢者や障がい者の雇用の機会の増大を図るため、ハローワークの紹介により市内に居住する高年齢者や障がい者を雇用した事業主に対して、「浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金」を交付する制度です。

1. 交付対象・要件

以下のフロー図を満たす事業主に対して、所定の審査のうえ奨励金を交付します。

奨励金対象判定フロー図（概略版）

以下の①又は②を満たす事業者であって、当該従業員を雇用した月が浦安市ホームページ（裏面参照）に掲載の「交付対象者早見表」に該当している。

- ①ハローワークの紹介により、浦安市内に居住する高年齢者（65歳以上）または障がい者（法の規定による）の方を雇用した ※浦安市外の事業者も対象
- ②労働協約、就業規則などにより退職年齢を65歳以上に定めている浦安市内の事業所で、当該事業所を定年退職した者（浦安市内に居住）を再度雇用した

はい

雇用期間及び労働時間について、雇用契約書や労働条件通知書等に以下の旨を明記している

【雇用期間】
「雇用期間の定めがない」又は、有期雇用契約の場合は「自動更新」であること（更新条件を付している場合は、その内容が就業規則に定める解雇要件を超えていないこと）

【労働時間】
労働時間が週30時間以上であること（重度障がい者については週20時間以上であること）

はい

過去に雇用したことがある対象者を再雇用する場合、過去に本奨励金の交付を受けたことがない

はい

交付対象です

（勤務状況等の審査により交付対象外となる場合があります）

いいえ

いいえ

いいえ

交付対象になりません

2. 奨励金の額

対象者1人につき、以下の金額を奨励金として交付します。

対 象 者 区 分	交 付 金 額
高年齢者（65歳以上）	月額 20,000 円
1級・2級の身体障がい者、精神障がい者、重度の知的障がい者	月額 25,000 円
3級～6級の身体障がい者、中度または軽度の知的障がい者、 3級の精神障がい者	月額 20,000 円

3. 奨励金の交付期間

対象者を雇用した日の属する月の 翌月 から 1 年間（12か月分）

4. 奨励金の申請期間

奨励金は、まとめて一度に支給されるわけではなく、6ヶ月ごとに区切られた期間を単位として支払われます。そのため、全期間の奨励金の交付を受けるためには2回もしくは3回申請する必要があります。詳しくは「5. 奨励金交付のモデルケース」を参照してください。
なお、申請は4月と10月のみ受け付けています。それ以外の期間は受け付けていませんのでご注意ください。

申請受付月		交付対象期間	申請期間
4月		（前年度）10月～3月勤務分	4 月 1 日 ～ 20 日
10月		4月～9月勤務分	10 月 1 日 ～ 20 日

※ 申請期間の最終日が市役所閉庁日の場合は、翌開庁日を申請期限とします。

5. 奨励金交付のモデルケース

対象者を雇用した日によって申請する時期が異なります。以下のモデルケースを参考にしてください。

★ケース 1 3月9日に対象者を雇用した場合

- 奨励金の交付期間 : 4 月 ～ 翌3月
- 奨励金を申請する時期: 10月（申請1回目）: 4 月 ～ 9 月勤務分〔6か月分〕
翌4月（申請2回目）: 10月 ～ 翌3月勤務分〔6か月分〕

★ケース 2 5月21日に対象者を雇用した場合

- 奨励金の交付期間 : 6 月 ～ 翌5月
- 奨励金を申請する時期: 10月（申請1回目）: 6 月 ～ 9 月勤務分〔4か月分〕
翌4月（申請2回目）: 10月 ～ 翌3月勤務分〔6か月分〕
翌10月（申請3回目）: 翌4月・5月勤務分〔2カ月分〕

★ケース 3 10月31日に対象者を雇用した場合

- 奨励金の交付期間 : 11月 ～ 翌10月
- 奨励金を申請する時期: 翌4月（申請1回目）: 11月 ～ 翌3月勤務分〔5か月分〕
翌10月（申請2回目）: 翌4月 ～ 翌9月勤務分〔6か月分〕
翌々4月（申請3回目）: 翌10月勤務分〔1カ月分〕

6. 申請方法

以下の必要書類を商工観光課へ直接持込み又は郵送にて提出してください。申請期間後の受付はできませんのでご注意ください。審査の結果、交付できない場合もありますので予めご了承ください。
なお、申請の受付に関する最新の情報は浦安市HPに随時公開していますので、ご確認ください。

※ 書類不備や申請期限を過ぎた申請の場合、奨励金は交付できません

■必要書類一覧（申請内容によって追加書類の提出を求める場合があります）

必 要 書 類	申請区分		備 考
	ハ	定	
（第1号様式）交付 申請 書	○	○	必要事項を記入（ただし、日付は記入しないこと）／押印不要／原本を提出／対象者が複数人いる場合は複数人用の様式を使用すること
（第3号様式）交付 請求 書	○	○	必要事項を記入（ただし、日付、請求額、対象期間は記入しないこと）／押印不要／原本を提出／対象者が複数人いる場合は複数人用の様式を使用すること
雇用契約書または労働条件通知書の写し	○	○	雇用日、雇用期間、労働時間の記載があるもの
対象期間中のタイムカードまたは出勤簿の写し	○	○	対象者の労働時間を把握できるもの／記載がない場合は月ごとの総労働時間を追記すること ※月毎の労働時間が規定を満たしているか確認します
ハローワークの紹介状の写し	○	－	紛失した場合は、紹介を受けたハローワークへご相談ください
手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳）の写し	△	－	障がい者を雇用した場合は提出
就業規則	△	○	以下のいずれかに当てはまる場合は提出 ・雇用期間が「自動更新」であるが条件を付している場合 ・定年退職者の再雇用の場合
離職票など	－	○	「定年退職した事実」と「その後に雇用された事実（再雇用）」の2点を証明できるもの。ただし、雇用契約書または労働条件通知書において定年後の再雇用である旨が明記されている場合は不要
（第4号様式）途中退職者届出書	△	△	交付対象期間中に対象者が途中で退職した場合は提出
凡 例 ハ：ハローワークの紹介により対象者を雇用した場合 定：定年退職者を再雇用した場合 ○：必須書類 △：必要に応じて提出 ー：提出不要			

■注意事項

- 各種申請様式の書き方について
申請者欄の「代表者名」は職名も記入してください（例：代表取締役 浦安 太郎）。
- （第1号様式）交付申請書について
手続きの円滑化のため、日付は記入しないでください。
- （第3号様式）交付請求書について
手続きの円滑化のため、右図で指定する部分については記入しないでください。
なお、口座情報については、申請者と同一名義の口座としてください。

★記入例は市HPで公開しています

（第3号様式）交付請求書の記入しない部分

浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付請求書

（宛先）浦安市長

所在地
事業所名
代表者名
電 話

※ 記入しない

年 月 日

※ 記入しない

日付で交付決定のあった奨励金を浦安市高年齢者及び障がい者雇用促進奨励金交付規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請 求 額

円

※ 記入しない

2 交付請求内容

対 象 者 の 住 所			
対 象 者 の 氏 名		生 年 月 日	
対 象 期 間	年 月 から 年 月 分		